

2023年11月17日

こども家庭審議会 基本政策部会 第10回

「こども大綱」(答申案)への意見書

岸田雪子

○「こども大綱(中間整理案)」に対する多くの意見を拝見し、また「親の会」と「一般の会」の2つの公聴会に参加させて頂き、重要な指摘や提案をいただいたことに心から感謝します。貴重なご意見は、今後のこども子育て施策を基本政策部会で調査審議する上でも、引き続き参考にさせて頂ければと思います。

○答申案の「こども施策に関する基本的な方針」の一項目に、「こども・若者を権利の主体として認識」することが掲げられ、「こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である」「こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする」旨が明記されたことは、いじめや虐待、暴力や性被害、自死等、こどもの権利侵害や救済の不足等によるこどもの生きづらさを転換する上で、極めて重要であると考えます。この大綱の趣旨が、こどもたち・若者たち自身に、そしてこどもと関わる全ての大人に、さらに社会全体で共有されるよう、あらゆる機会を通して周知されること。またこどもと関わる全ての大人が、こどもの権利を守り、自分らしく、ゆとりを持ってこどもと向き合えるよう環境整備と支援を求めます。

○上記および寄せられた意見を踏まえ、以下6点の加筆修文を提案します。

(1) p11の6行目「基本的な方針(4)」

幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員やボランティアなど、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。

→幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員やボランティアなど、こども

も・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が、こどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てるよう、また自身が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。

(理由)

こども・若者からの意見や、公聴会等で「こどもに関わる大人がこどもの権利についてわかってほしい」「こどもの意見尊重や自己肯定感や有用感を育てるためにも、こどもに関わる大人の実環境改善が欠かせない」との意見が寄せられていることから、こどもに関わる大人の実環境改善に言及する箇所にも、追記修文が必要と考えます。

(2) p12 1行目「基本的な方針(5)」

子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現をはかりつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、

→子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現をはかりつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、

(理由)

「子育ては有意義な人生経験なので前向きに」という意見に賛同する一方、現実的にはキャリアを犠牲にせざるを得ないのではという不安や葛藤に直面する場面が、性を問わず存在するという当事者の視点も重視し、「キャリアを犠牲にすることなく」という文言は残すべきと考えます。また「子育てを前向きに捉えたい」「子育てによって身に付く能力もある」という意見を踏まえて“犠牲にせず、むしろ活かしてゆく”方向での表現が適切と考えます。

(3) p20の11行目 ライフステージを通じた重要事項(7)

(こども・若者の自殺対策)の冒頭に、以下の文言を付記することを提案します

→こどもの総数が減少傾向にあるなか、小中高生が自らの命をたつまでに追い込まれる自殺が増加傾向にあることは危機的である。自殺は防ぐことのできる死であるという認識にたち、児童生徒の自殺は特に長期休業明け前後に多い傾向にあること、メンタルヘルスの知識などを社会で共有し、こども・若者の生きることへの支援を強力に推進する。

(理由)

公聴会等の中で「自殺対策の項目があっさりしすぎている」という意見や「自殺防止という表現を変えてほしい」との意見もあることから、こどもまんなか社会を目指す上で、こども・若者の自殺増加傾向は危機的であるとの認識を明記すること、また、自殺総合対策大綱も踏まえ、自殺対策は防ぐことのできる死であること、生きることへの支援の強化を明記すべきと考えます。

(4) p23 の 18 行目

こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

→乳幼児期の愛着形成の大切さや、こどもを権利の主体と捉える観点からも、こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、ゆとりある養育・保育を実現するため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

(理由)

公聴会等にて「こどもの権利を守れる保育体制が必要」「乳幼児の意見表明権を守ろうとしても、丁寧なこどもとの向き合いが難しい保育の現状がある」との意見があることを踏まえ、乳幼児期のこどもの権利を守る意義と養育保育環境の充実を関連づけ、現場にゆとりをもたらしことの重要性を明示するため。

(5) p26 の 9 行目 (いじめ防止)

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。

→いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。

また、すべてのこどもは権利の主体であるという権利教育の一環として、こどもたちが互いの権利を守り、衝突を乗り越えて折り合いをつけるコミュニケーションの取り方など、いじめ予防教育を推進する。

(理由)

公聴会等で「いじめの予防教育の明記」を求める意見や、こども・若者からの「いじめがダメなのは教えてもらえたが、どうしたらいいのかを教えてもらいたい」といった意見が寄せられていることを踏まえ、いじめを権利侵害と捉え、権利教育と対話力の育成がいじめ予防につながることの記載が望ましいと考えます。

(6) p 29、37 行目 地域子育て支援、家庭教育支援

子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談やプッシュ型の情報提供を行う。体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

→子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもを権利主体ととらえた対話のあり方や発達の知識等、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

(理由)

こども・若者から「オンラインでの親の相談体制があればいい」という意見や、「こどもの権利について大人の理解を進めてほしい」といった意見、また公聴会等で「親の規範意識が虐待につながる場合もある」等の意見があったことを踏まえ、体罰を防ぐ関わり方の啓発を強調する必要があるため。

以上